

第7章 都市計画マスタープランの推進について

(1) 都市づくりの推進体制

①協働の都市づくりの推進

都市計画マスタープランに沿った都市の実現のためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、適切な役割分担と連携のもとに協働による都市づくりを推進します。

		役 割
協働の都市づくり	市民	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ等の地域活動への参加と課題解決に向けた取組みへの参加協力 ○まちづくりに関するルールの遵守 ○まちづくりへの参画 ○各種計画への意見やアイデアの提供 ○都市計画に対する提案 <p style="text-align: right;">など</p>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動を通じた地域経済の活性化への貢献・協力 ○専門的な知識や技術の提供 ○まちづくり活動への参加協力 ○地域のニーズに応える研究・技術開発・人材育成 <p style="text-align: right;">など</p>
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ○都市づくり計画の立案と調整 ○都市づくりに関する情報収集と研究 ○都市づくりに関する支援制度の検討・人材育成の推進 ○まちづくり活動への参加 ○住民等のまちづくり活動への参加機会の創出、活動支援 <p style="text-align: right;">など</p>

②国・県・周辺都市及び関係機関との連携

国や県、周辺都市が進める関連計画との連携と情報の十分な収集を行い、総合的な都市づくりを推進します。

また、都市計画以外の観光振興、防災、環境、農林水産業などの様々な分野との協力・連携体制を図りつつ都市計画マスタープランの方針に基づいた都市づくりの実現を目指します。

③推進体制の構築と人材育成

都市計画マスタープランに沿った都市づくりを計画的に進め、各種事業の実効性を高めるために、市役所内部の関係各課による横断的な都市づくりの推進体制を構築し、調整会議や検討組織づくりを行います。

また、職員の専門性を高めるための研修や地域でのまちづくり活動に積極的に参加するなど人材育成を推進します。

(2) 各種制度の活用・連携

①都市計画法に基づく制度の活用

都市計画マスタープランに示す方針に基づき都市づくりを進めていくため、地域地区、市街地開発事業、開発許可制度、地区計画等の制度を活用し、土地利用や建築物等に対する規制・誘導、各事業等を実施します。

また、市民の都市づくりに対する関心を高め、主体的な都市づくりの参加を促すため、都市計画提案制度の活用に向けた取組みについても検討します。

②その他の制度の活用・連携

都市計画法に基づく制度以外にも、景観計画や地域防災計画など、他の法令に基づく制度を活用しつつ必要な規制・誘導、各事業等を実施し都市づくりを推進します。

③計画的な事業推進に向けて

都市計画マスタープランの方針に沿った個別の事業を推進するために、国や県の補助制度等の情報収集を行いつつ財源確保に努め、効果的かつ実現性の高い事業手法の選択や制度活用を図ります。

また、行政だけでなく、企業誘致や民間事業者の活力を導入することも踏まえ効率的な事業の推進に努めます。

(3) 都市計画マスタープランの進行管理

①都市計画マスタープランの情報の共有化

広報紙やホームページによる情報の公開により都市計画マスタープランの積極的な周知に努めるとともに、説明会や勉強会の開催など市民や事業者等との対話を行い、お互いの理解を深め都市づくりの実現に向けた取組みを行います。

②定期的な点検による進行管理

社会情勢や人口減少、土地利用等に伴う地域の変化を把握し、目標としている都市づくりへの進行管理を行うため、都市計画基礎調査や各種統計、アンケート調査を実施し調査結果の整理により、経年的な都市計画に係る変化や動向を把握するとともに、各種施策の進捗の確認を5年ごとに実施します。

③計画の見直しについて

都市計画マスタープランは概ね20年先の将来を目指した長期的な計画であることから、その見直しについては上記の進行管理を行ったうえで柔軟に行います。